

## 令和4年度住宅再建支援事業補助金のご案内

町では、町内の個人住宅（※1）の再建を支援するため、個人住宅の再建工事（※2）に要する経費に対し補助金（最大25万円）を交付します。

（※1）個人住宅とは？

居住するために自己が所有する住宅で、併用住宅、併存住宅の場合は所有者個人の住宅部分

（※2）再建工事とは？

- ・住宅の居住環境整備のための工事
- ・住宅の機能の維持・向上のための補修、改造及び設備改善の工事
- ・居住環境向上のための補修、改造及び設備改善の工事

### 対象となる方

町内で個人住宅の再建工事をする方。次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・すでにこの補助金の交付を受けている方
- ・すでにこの補助金を受けた住宅を所有している方
- ・災害救助法に定める応急修理（平成25年度事業終了分）を受給した方

※ 対象の可否が不明な場合はお問い合わせください。

### 対象となる住宅

町内の個人住宅

※避難指示が解除された区域、特定復興再生拠点区域が対象となります。

※併用住宅（※3）・併存住宅（※4）の場合は住宅部分のみ対象

（※3）併用住宅とは？

居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境を完全に区画せずに相互に往来できる住宅

（※4）併存住宅とは？

居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境が完全に区画されている住宅

### 対象となる再建工事

平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域にあっては平成29年12月22日）以降に実施した事業で、令和5年3月17日（金）までに完了する工事

※家電製品の購入・物置の設置・外構工事などは対象になりません。

### 補助金額

補助対象工事に要した額（千円未満切捨て、上限25万円）

### 受付期間

令和5年3月17日（金）まで

※予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

### 申請方法及び必要書類

窓口または郵送 必要書類はチェックリストをご覧ください

### 問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

住所：浪江町大字幾世橋字六反田7-2

電話番号：0240-34-0232